

各保護者 様

伊丹市立桜台小学校
校長 日 外 亮

「台風等の非常災害時の措置」について

初夏の候、保護者の皆様にはご健勝にお過ごしのこととお喜び申し上げます。
平素は本校の教育活動にご理解、ご協力を賜り、ありがとうございます。

近年、気象状況の急変により、突然の豪雨による河川の氾濫や落雷等、災害が起こる危険性が高まっています。

つきましては、下記のとおり伊丹市における措置に関してお知らせします。

特に、学校教育活動中に警報が出て下校する場合は、その対応について、あらかじめお子様と十分ご確認くださいませますようお願いいたします。

記

- 1 午前 7 時現在のテレビ等の気象情報により、伊丹市に「暴風」「大雨」「暴風雪」「大雪」のいずれかの警報が発令されている場合は、自宅待機とします。
 - ① 午前 9 時までに警報が解除された場合は、通学路に注意して登校させる。
その際、できるだけ班登校で登校させてください。なお、当日の給食は 7 時の時点で中止となるため、4 校時終了後下校します。
 - ② 午前 9 時までに解除にならない場合は、臨時休校とします。
- 2 伊丹市にいずれかの「危険警報」又は「特別警報」が発令された場合
 - ① 児童の登校以前に、発令の場合
午前 7 時現在、発令されている場合、臨時休校とします。
 - ② 児童の登校後に、発令の場合
 - ア 学校待機とします。
 - イ 「危険警報」又は「特別警報」解除後は、伊丹市教育委員会学校教育課と協議の上、状況に応じた安全措置を講じます。（下校又は学校待機継続等）
- 3 児童の在校中に「暴風」「大雨」「暴風雪」「大雪」のいずれかの警報が発令された場合は、様子を見て授業を打ち切り、集団下校させる場合があります。

※ 「児童くらぶ」在籍の方は、臨時休校などの非常時に備え、あらかじめ近所の方に協力をお願いするなど、適切な対応をお願いいたします。
- 4 登校以前に伊丹市に震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、臨時休校とします。震度 5 弱未満であっても、被害の状況によって登校時刻を変更する場合があります。

【ご注意・お願い】

- ① 警報が発令された場合は、まなびポケットにより連絡しますが、天候不順の場合、テレビ等の気象情報に気をつけてください。
- ② 学校教育活動中、警報が発令された時点で急遽下校する場合、給食を提供できないこともあります。
- ③ 学校への問合せの電話はお控えください。電話がふさがると必要な情報の収集が困難になる場合があります。
また、警報が出ていなくても危険が予測される場合は、各ご家庭の判断で登校を見合わせるなど、適切な処置をお願いいたします。